

横浜歯研は

患者様の満足と

先生方の信頼を

モットーに歯科補綴物を
提供していきます。

「地域社会への貢献について」

神奈川県藤沢市は、平成27年4月1日に「藤沢市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を制定・施行しました。この制定に先立ち「公益社団法人藤沢市歯科医師会」は、藤沢市民の「最後まで口から食べる」事を保証し、幸福・QOLの向上を実現する「健康で安全な暮らし」を支える為に

北部 歯科診療所 (藤沢市保健医療センター内)

南部 歯科診療所 (藤沢市口腔保険センター内)

の2施設を創設しました。

当社は、当該条例の基本理念に賛同し、藤沢市歯科医師会からの要請に応じて、両診療所に経験豊富な歯科技工士を派遣し藤沢市民への良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導に関するサービスの提供に、協力させて頂いております。



南部担当:小林一雄
義歯課 課長



南部担当:石川敦之
鑄造課



北部担当:武田 悟
義歯課

藤沢市歯及び口腔の健康づくり推進条例とは？

歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防、その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることから、市民の歯及び口腔の健康づくりについての基本的な理念それらの理念に即した基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に市民の生涯にわたる健康の保持増進を推進するもの。(詳しくは藤沢市のホームページで)